

市政功労者を10月1日(市制施行記念日)に表彰します

☎本所総務課 ☎内線300



市では、本市の発展に尽くされた方を市政功労者として表彰し、その功績をたたえています。今年度は、3人の方が10月1日の市制施行記念式典で表彰されます(この表彰は、鶴岡市表彰条例に基づいて行われるものです)。



〈地方自治功労〉 阿部 信矢 氏 (73歳) 伊勢横内

平成3年4月から平成31年4月まで連続7期28年の永きにわたり、山形県議会議員として活躍され、その間、建設常任委員会委員長、農林水産常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、予算特別委員会委員長、地域経済活性化対策特別委員会委員長、山形県監査委員、山形県地方港湾審議会委員、山形県森林審議

会委員等の要職を歴任され、更に、平成16年3月から平成17年3月まで副議長として、平成19年5月から平成21年3月まで議長として県政の発展に指導力を発揮されるなど、数多くの要職にあって、積極的にその職責を全うし、地方自治の進展と地域の隆盛発展に寄与されました。



〈地方自治功労〉 阿部 昇司 氏 (68歳) 渡前

平成2年12月から平成13年12月まで連続4期11年藤島町議会議員として、平成19年4月から平成31年4月まで連続3期12年山形県議会議員として、通算7期23年の永きにわたり地方議員として活躍され、その間、藤島町議会においては、副議長、議会運営委員会委員長等、山形県議会においては、厚生文化常任委員会委員長、議会運営委員会副委員

長等の要職を歴任されました。また、平成14年1月から平成17年9月の閉町まで藤島町長として町政執行の重責を担われるとともに、市町村合併に際し合併協議会副会長として、協議内容をまとめる重要な役割を果たされるなど、数多くの要職にあって積極的にその職責を全うし、地方自治の進展と地域の隆盛発展に寄与されました。



〈社会福祉功労〉 山村 久子 氏 (74歳) 日出一丁目

平成10年12月民生委員児童委員に就任以来現在まで、20年10月の永きにわたり、社会福祉の精神をもって、援助を必要とする方々の自立支援、青少年の健全育成、ひとり暮らしの高齢者の友愛訪問等に献身的に尽力されるとともに、平

成16年12月から平成17年11月及び平成19年12月から現在まで、第2民生区民生児童委員協議会副会長として会長を補佐し委員の資質向上に努められ、民生の安定と市民福祉の向上発展に貢献されました。

市長就任から間もなく2年。就任直後に江戸川区役所を訪問し、職員総出の歓迎を受けたことは忘れられない。本年は江戸川から本市への学童疎開から75年の節目の年。苦しく、厳しい時代、多感な小学生を温かく迎えた鶴岡市民。あの拍手は私そのものではなく、あの時代、そしてその後交流を継続してきた鶴岡市民に向けられたものにはかならない。

鶴岡と江戸川の両校が相まみえることとなった夏の甲子園。鶴岡東と関東第一との試合を甲子園で一緒に応援しないかと持ち掛けてきたのは、この春に就任された斉藤猛江戸川区長さんだった。当日は赤川花火大会の日。甲子園での応援は諦め、それに代えて私が提案したのは、テレビ電話での首長同士のEメール交換だった。疎開の時代には想像することもなかったであろう試合の前に、両首長は両校の帽子をかぶって笑顔で言葉を交わした。メガホンに加えボールを用意した斉藤区長の周到さに差し込まれるも、パブリックビューイングの開催で切り返し、真剣勝負の前の場外戦を展開したのだった。

この夏、旧ホテル雷屋の撤去を進める方針を固めた。所有者の責任は？モラルハザードを生むのでは？法的な問題を含め、市職員がこの問題をきっちり詰めてくれた。中心となっているのは建設部の建築課と市民部の環境課だ。



(21)

鶴岡市職員採用試験【令和2年4月1日採用予定】

〇本所職員課 〇内線327

■募集職種・受験資格

- ▷ 上級土木〈大卒程度〉…昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方
- ▷ 土木〈社会人経験者〉…昭和55年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が3年以上ある方
- ▷ 行政（社会福祉士〈社会人経験者〉）…昭和55年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格を有し、民間企業・団体の職員または公務員として社会福祉分野の業務の経験が5年以上ある方

■試験日時

- ▷ 1次試験…11月10日⑩午前10時
- ▷ 2次試験…1次試験に合格した方を対象に12月中旬に実施予定

■試験会場

- ▷ 1次試験…鶴岡市職員研修会館

- ▷ 2次試験…市役所本所

■申込み受付

- ▷ 10月2日⑩～18日⑫に、申込書を市役所本所職員課へ（郵送の場合、18日までの消印有効）
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

- ▷ 市役所本所職員課、各地域庁舎総務企画課で交付
- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、市役所本所職員課（〒997-8601市内馬場町9-25）へ。申込締切りに余裕を持って請求してください

- ▷ 市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます



健康・福祉



歯周疾患検診が始まります

10月1日⑩～12月28日⑫ 場県歯科医師会に所属する実施医療機関（要予約） 対今年度中に40歳・50歳・60歳・70歳になる方（40歳総合健診で受診済みの方を除く） 内問診、歯周組織検査 費1,500円（70歳は無料。生活保護・市民税非課税世帯の方に免除制度あり（要事前申請）） 歯受診券（9月末に送付済み） 問健康課（にこふる） 〇内線367または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

10月15日⑩～来年1月31日⑫ 場本市と高齢者インフルエンザ予防接種の契約をしている医療機関 対65歳以上の方または60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器等の内部障害があり身体障害者1級に該当する方（医療機関で本人確認をします） 助成額 1,500円（接種費用は医療機関で異なります） 問健康課 〇内線373または各地域庁舎市民福祉課へ 他申請によって生活保護世帯の方は自己負担金が無料に、市民税非課税世帯の方（課税世帯の扶養になっている方を除く）は助成額が2,000円になります（要事前申請）。

法的な最大の論点は、所有者に責任を問えないのか、という点である。旧ホテル雷屋の所有者である法人については、平成22年に破産手続きが廃止され、現状は実体のない清算法人が所有している。当時の法人の元役員はおられるものの、社会的責任は求められても法的には責任は問えないのだ。略式代執行の手続きを順を追って進める以外に、危険な建築物を撤去する手段は事実上存在しない。方針決定まで約10年掛かった。地元小堅地区からは何度もその危険性、不安な日々についての相談を受けてきた。6月18日の山形県沖地震を踏まえれば、これ以上放置しておくことはできない、職員たちが検討を積み重ね、知恵を絞って国や県との調整を含めて動いてくれた。

この2年、つくづく感じるのは、鶴岡を支えているのは温かい市民であり、チャレンジ精神にあふれた企業であり、素晴らしい歴史、自然、そしてそれを活かして新たなものを創造しようとする心だということである。

三木清さんの『人生論ノート』という本を手にとったのは、将来に迷い悩んだ大学生の頃だったか。人間の感情の中で最も厄介な感情は「嫉妬」だそう。国内外を見渡せば、残念ながら私たちの社会には、いまだ異なるものを排除しようとする攻撃的な「嫉妬」の心が渦巻いている。私たちの街がこれからも爽やかに、明るく、人をひきつける街であるために、江戸川区の小学生を温かく迎えた鶴岡市民のように、人の痛みを分かると、あつい民情のある街であり続けたい。

料理人のインターンシップ生を募集

■本所食文化創造都市推進課内
「鶴岡食文化創造都市推進協議会」事務局 ☎内線540

本市の食文化の特色である山・里・海の食材や郷土食などの多様性を生かし、次世代の料理人に求められる知識・技術を学ぶ料理人短期研修型インターンシップ生を募集します。

■11月25日(月)～29日(金)

■対 料理専門学校生、旅館・ホテル・飲食店等で料理人として働く意欲がある方

■内 市内料理人による講義、温海かぶ等のほ場見学、旅館等での就業体験

■申 10月31日(火)まで

※プログラム等の詳細は同協議会HPをご覧ください。

申請は10月15日(火)から受け付けます
(特)印鑑 他本人・家族のほか、本人が委任した方の代理申請可)

がん検診を受けましょう

10月はがん検診推進強化月間

がんの早期発見には、定期的ながん検診を受けることが重要です。今年度がん検診未申込みの方で受診希望の方は、健康課 ☎内線367へ。

身体障がい者友愛訪問事業

在宅身体障害者の方を身体障害者相

談員が訪問し、日常生活での困りごとや要望等の相談に応じます。

■10月1日(火)～11月29日(金) 本所福祉課 ☎内線198または各地域庁舎市民福祉課へ

耳・手足の不自由な方のための巡回相談

■10月9日(木)午後1時～3時 場総合保健福祉センター(にこふる) 対18歳以上の方で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方(聴覚のみ)、交付を受けている方で程度変更したい方、補装具の交付を希望する方等(現在治療中の方を除く) ■相談科目 聴覚、肢体 (特)印鑑、保険証、身体障害者手帳(交付済みの方) 本所福祉課 ☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ

寝たきり高齢者等に紙おむつ等購入費を助成します

■本市に住民登録があり、次の全てに該当する方 ①65歳以上または40歳～64歳で要介護認定を受けている ②在宅等で介護を受け、常時失禁状態の寝たきり等である ③本人の市民税が非課税 ■助成対象用品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、お尻拭き品を配達 ■助成限度額 ▽介護保険料第1段階：月額7,000円 ▽同2・3段階：月額5,000円 ▽同4・5段階：月額2,000円(40歳

～64歳の方は本人及び世帯の課税状況に応じて決定) ■各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

年金・医療



今年度の年金額は満額で78万100円
老齢基礎年金について

老齢基礎年金を受け取るには、次の全ての期間を合計して10年以上の期間が必要です。なお、期間に応じて、年金額は増減します。
▽保険料納付期間 ▽保険料免除・納付猶予期間 ▽学生納付特例期間 ▽厚生年金等の加入期間 ▽国民年金第3号被保険者の期間 ▽任意加入できる人が加入しなかった期間

▽受給資格を満たしていない人は？
最長で70歳になる月の前月まで、資格を満たすために任意加入できます。
▽満額受給できない人は？
最長で65歳になる月の前月まで、満額に近づけるために任意加入できます。

▼老齢基礎年金の繰上げ受給
老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、本人の希望で60歳～64歳でも、年齢に応じて減額された年金を受け取ることが出来ます(65歳以降も減額率はそのまま)。なお、繰上げ請求によって年金受給中の人が、65歳前に障害者や寡婦となった場合、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。

▼国民年金の付加年金制度

定額の国民年金保険料に、付加保険料(月額400円)を上乗せして納めた方が、老齢基礎年金の受給時に、納めた月数×2000円の金額を加算して受け取る制度です。ただし、老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ受給する場合は、付加年金も老齢基礎年金と同率で減額または加算されます。

なお、国民年金基金に加入の方は、付加年金に加入できません。

■鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所所保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

令和元年度後期高齢者医療保険料について

▼保険料が未納の方はいませんか？

後期高齢者医療保険料の納付は、原則、年金からの差引き(特別徴収)ですが、次の方は特別徴収ができないか、またはできない期間があり、納付書で納めなければなりません(納付書は7月に送付済み)。(納付書は7月に送付済み)。

■①差引き対象の年金額が年額18万円未満の方 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 ③今年2月以降に後期高齢者医療制度に加入した方 ④特別徴収が途中で停止となった方

▼口座振替について

納付書が届いた方で口座振替を希望する方は、金融機関等で手続きしてください。ただし、納期限の過ぎた保険

マイナンバーカードを取得しましょう！

☎本所市民課 ☎内線116または各地域庁舎市民福祉課へ

■市役所に来庁しなくても申請できます！

郵送

- ①世帯主宛に送付している通知カード下部の交付申請書※1に必要事項を記入、押印、顔写真を貼付
- ②送付用封筒※2に入れて郵便ポストに投かん

パソコン

- ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存
- ②交付申請用ホームページにアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

スマートフォン

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影
- ②交付申請書のQRコードを読み込み、交付申請用ホームページにアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

証明用写真機

- ①タッチパネルで「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れ、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ②画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

※1 お手元のない方や、氏名・住所など記載内容に変更がある方には、新しい申請書をお渡しますので、本所市民課または各地域庁舎市民福祉課にお越しください。

※2 通知カードが送られた封筒に同封されています。差出有効期限が平成29年10月4日までとなっていますが、全

和4年5月31日までそのままお使いいただけます。またお手元に封筒がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードも可能です。市役所窓口でもお渡ししています。

☆市役所窓口で顔写真を撮影し、インターネットでの申請をお手伝いします。交付申請書と本人確認書類、印鑑をお持ちの上、お越しください。所要時間は30分程度ですが、混雑時や通信状況によってはさらにお待ちいただくことがあります。

■カードの受け取りは市役所窓口へ

申請から約1か月後に、交付通知書（はがき）が本人宛に届きます。カードを受け取ることができるのは原則、本人のみです。電話で予約し、必要な持ち物を準備の上、お越しください（日中に来庁できない方はご相談ください）。

■コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニにあるマルチコピー機から住民票等の各種証明書を取得できます。

▷利用できるコンビニ（国内のみ）

マルチコピー機が設置してある、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート

▷サービスの利用に必要なもの

- ①利用者証明用電子証明書が記録されているマイナンバーカード
- ②カード交付時に設定の数字4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号
- ③交付手数料

料は引き落とされないため、納付書で納めてください。また、国保税等の納付で使用していた口座は引き継がれませんので、新たに手続きが必要です。
☎本所国保年金課 ☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

子育て・教育



10月は児童手当の支給月です

児童手当は中学校修了前までの児童を養育している方に年3回（6月・10月・2月）支給されます。10月に支給される児童手当は、6月〜9月分、10月15日④が支給日です。

☎本所子育て推進課 ☎内線152または各地域庁舎市民福祉課へ

税



県税・市税等の滞納処分で差し押さえた動産 庄内地区 県・市町合同公売会

☎11月16日④ 時受付：午前9時30分
入札：10時10分〜11時 開札：11時5分
場労働者会館 ☎本所納税課 ☎内線216 他市HP

市税等の滞納処分で差し押さえた不動産 公売のお知らせ

☎11月20日④ 時受付：午前8時50分
入札：9時30分 場市役所本所6階大

会議室 ☎本所納税課 ☎内線218
他市HP

生活・その他



ツキヨタケやテングタケなど 毒キノコによる食中毒に注意

毎年、毒キノコが原因の食中毒が多発します。次のことに注意しましょう。
▽知らない・不安を感じるキノコは採らない
▽食べられるキノコとこれに似た毒キノコが混じって生えていることがあるので注意する
▽調理する前にもう一度確認する
▽「縦に裂ける・虫が食べた跡があると食べられる、干して乾燥すれば食べられる」などの言い伝えは信じない
▽安易に譲り渡したり譲り受けたりしない
▽キノコを食べて中毒症状を起こした場合は、食べ残しなどを持って速やかに医療機関を受診する

☎健康課 ☎内線362

10月は土地月間〜国土利用計画 法に基づき届出を忘れずに

一定面積以上の土地売買等を行う場合、契約後2週間以内に届出が必要です。届出対象面積は、市街化区域で2,000㎡以上、その他の都市計画区域で5,000㎡以上、都市計画区域外で1万㎡以上です。なお、相続や贈与、農地法3条1項に関する取引等については届出不要です。

土地は、国民生活や企業の活動等に不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地の適正利用を心掛けましょう。
〇本所政策企画課☎内線526または各地域庁舎総務企画課へ **他**市HP

土地売買の際は 地価調査価格を参考に

地価調査とは、山形県が県内全市町村を対象に、基準地（市内は32地点）を選んで、その適正な土地価格を公表するものです。売買対象地の条件と比較すれば、その土地のおおよその適正価格が分かります。地価調査書は、本所土木課☎内線458または各地域庁舎産業建設課で誰でも簡単に閲覧できますので、ご利用ください。県HPでもその内容を公開しています。

3Rは資源循環型社会実現へのキーワード 10月は3R推進月間

ごみを減らし、限りある資源を有効に繰り返し使う資源循環型社会の実現を目指し、3Rを推進しましょう。
▼3R（スリーアール）は、3つの行動
▽Reduce・リデュース（ごみの発生・資源の消費を元から減らす） マイバッグ持参でレジ袋や包装箱をもらわない。長く使える製品を買い大切に使う。食べ物の買い過ぎや作り過ぎをしないで、食べ残し（食品ロス）をなくす。
▽Reuse・リユース（繰り返し使う） ビールびん等のリターナブル容器製品を買う。リユース（リサイクル）シヨ

ップ、フリーマーケットを利用する。
▽Recycle・リサイクル（資源として再び利用する） ごみを正しく分別し、資源物は資源回収運動に出す。再生品やリサイクル製品を買う。

Reduceが一番効果あり

ごみ減量に最も有効なのはReduceです。ごみにしないことが一番です。
▼ごみ袋に入れる前に確認しよう
▽桃・黄・緑袋に入れる「資源ごみ」は汚れを取って再生推進 **▽**「びん」は緑袋に入れて資源化促進 **▽**「雑がみ」は資源回収に出してリサイクル **▽**「生ごみ」は水切りして軽量化

〇廃棄物対策課☎内線677

10月は不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間

不法投棄防止及び漂着ごみの削減を図るため、監視活動や啓発活動を集中的に実施します。豊かな自然を守るため、環境保全に努めましょう。
〇廃棄物対策課☎内線677

10月15日～21日は違反建築防止週間 建築ルールを守りましょう

▽違反建築はしない、させない **▽**着工前に建築確認申請書、完了したら工事完了検査申請書を提出してください
▽崖地や災害危険区域内では、住宅等の建築が制限されている場合があるので、事前によく調べましょう **▽**カーポートでも10mを超える場合は、確認申請の手続きが必要ですよ

〇本所建築課☎内線484または各地域庁舎産業建設課へ

建設リサイクル法に基づく 全国一斉パトロール

市では10月を建設リサイクル法の強化月間として、同法に基づくパトロールを実施します。建築物等を解体するときは届出をし、分別解体及び再資源化を適正に行いましょう。
〇本所建築課☎内線457

10月11日～20日は全国地域安全運動 みんなでつくろう安心の街

地域ぐるみで犯罪を防止し、安全で住みよい街をつくりましょう。
▽万引きは「窃盗」という犯罪です。大人も子ども、万引きは絶対しない、させない、見逃さない **▽**鍵掛けは全ての防犯の基本です。家族みんなで話し合ひましょう **▽**自転車盗難を防ぎましょう。必ず施錠。防犯登録も忘れずに
▼子供を守るう「いかのおすし」
▽知らない人について「いかがない」 **▽**知らない人の車に「のらない」 **▽**「助けて」と「お」おきな声を出す **▽**安全な場所に「す」ぐ逃げる **▽**近くの人の警察、家の人、学校に「し」らせる
〇本所防災安全課☎内線186

鉄道の事件・事故を なくしましょう

▽線路に石や物を置いて遊ばない **▽**

感電（2万ボルト）に注意 **▽**降りている遮断機をくぐらない **▽**踏切のボタンにいたずらをしない
〇本所防災安全課☎内線186

11月1日～10日は 高齢者の交通事故防止推進強化旬間

日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故、特に道路横断中の高齢者が犠牲になる事故の多発が懸念されます。
 夕方からの外出時は、明るい服装で暗闇でも光る夜光反射材を身に付けましょう。また、運転者も早めにライトを点灯し、高齢者を見掛けたら思いやり運転をするなど、高齢者の交通事故を防ぎましょう。
〇本所防災安全課☎内線179

鶴岡市総合防災訓練を実施 します

日10月13日⑧午前8時～正午 **場**田川コミュニティセンター **〇**本所防災安全課☎内線199 **他**見学を希望する方は10月4日⑨まで同課へ申込み

一般財団法人自治総合センターの助成事業 宝くじの助成金で整備しました

同センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業のうち、コミュニティ助成事業で、次の整備を行いました。

▼一般コミュニティ助成事業 **内**「遊具」の整備（行沢自治会） **〇**閩朝日庁舎総務企画課☎53・2113

10月から保育料の無償化が始まります

問本所子育て推進課 ☎ 内線180

認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園

教育時間利用の方（1号認定）

▷ 満3歳～5歳児の保育料が無償になります

預かり保育

▷ 3歳児～5歳児の預かり保育の月額利用料が450円に利用日数を乗じた額まで無償になります。ただし、月額1万1,300円が上限です。

※ 満3歳を迎えてから最初の3月31日までの預かり保育の利用料は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象になります。

▷ 利用料が無償になるのは両親が仕事等で保育を必要とする場合で、「保育の必要性」の認定申請が必要です

認定こども園（保育園部分）、保育園、地域型保育

保育時間利用の方（2号・3号認定）

▷ 3歳児～5歳児クラスの保育料が無償になります

▷ 0歳児～2歳児クラスは市民税非課税世帯の場合に無償になります

※ 0歳児～2歳児クラスに弟や妹がいて、保育料が半額または無償になっている場合、10月以降もその金額に変更はありません。

1号・2号認定共通

副食費（おかず・おやつ代等）の負担

▷ 1号認定利用（満3歳～5歳児）と2号認定利用の3歳児～5歳児クラスの副食費は、各園で設定した金額を各園に支払います

※ 2号認定利用の場合は、これまで保育料に含めて負担いただきましたが、10月からは保育料に含まなくなるため、無償化の対象外です。

▷ 0歳児～2歳児クラスの主食費と副食費は、これまでどおり保育料に含まれ、変更はありません

副食費の免除

▷ 年収360万円未満相当の世帯の子供や多子世帯の子供等については、副食費が免除されます

☆ 認定こども園、幼稚園、保育園等への入園手続きの詳細は本紙12・13ページをご覧ください

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター

▷ 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設に入所していない子供の利用について、年齢に応じ以下の金額の範囲内で無償化の対象となります

3歳～5歳児…月額3万7,000円

0歳～2歳児の市民税非課税世帯…月額4万2,000円

▷ 保育料・利用料が無償になるのは両親が仕事等で保育を必要とする場合で、「保育の必要性」の認定申請が必要です

▷ 保育料とは別に各施設で徴収している費用（給食費、通園送迎費等）は、無償化の対象外です

▷ 月額範囲内で、複数のサービスを併用することができます

例：病児保育＋一時預かり、認可外保育施設＋病児保育

☆ 無償化の対象となる施設は市HPをご覧ください

問各園、本所子育て推進課☎内線148または各地域庁舎市民福祉課へ

| 園名 | 最小受入年(月)齢 | 最長保育時間 | 定員 | 電話番号 |
|-----------------------|-----------|------------|---------|----------|
| ◆いなば(藤島) | 満3歳 | 7:30~19:00 | 10人 | ☎64-2310 |
| ♥にしごう(下川) | 満2歳 | 7:30~19:00 | 20人 | ☎64-0245 |
| ◎かたばみ(家中新町) | 3か月 | 7:30~19:00 | 100人 | ☎22-0686 |
| ◎東部(日出一丁目) | 3か月 | 7:15~19:00 | 120人 | ☎22-2142 |
| ◎西部(新海町) | 3か月 | 7:30~19:00 | 100人 | ☎23-5646 |
| ◎南部(陽光町に移転予定) | 3か月 | 7:30~19:00 | 140人(☆) | ☎22-0527 |
| ◎松原(宝町) | 3か月 | 7:15~19:00 | 110人 | ☎29-1501 |
| ◎荘内教会(本町三丁目) | 2か月 | 7:30~19:00 | 70人 | ☎25-7070 |
| ◎常念寺[本園・分園](睦町) | 2か月 | 7:00~19:00 | 150人 | ☎24-9055 |
| ◎道形(道形町) | 2か月 | 7:20~19:00 | 60人(☆) | ☎22-5841 |
| ◎新形(新形町) | 2か月 | 7:30~19:00 | 90人 | ☎23-2568 |
| ◎美咲の森(美咲町) | 2か月 | 7:00~19:00 | 75人 | ☎24-5555 |
| ◎由良(由良一丁目) | 3か月 | 7:15~19:00 | 45人 | ☎73-2276 |
| ◎大山(大山二丁目) | 2か月 | 7:30~19:00 | 150人 | ☎33-2033 |
| ◎大山分園(大山二丁目) | 5歳児 | 7:30~19:00 | 40人 | ☎33-3250 |
| ◎栄(播磨) | 5か月 | 7:30~18:00 | 50人 | ☎29-2102 |
| ◎大泉(白山) | 6か月 | 7:15~18:45 | 90人 | ☎23-7332 |
| ◎湯田川(藤沢) | 2か月 | 7:30~18:30 | 60人 | ☎35-2017 |
| ◎民田(民田) | 5か月 | 7:30~18:00 | 40人 | ☎24-4517 |
| ◎小堅(堅苔沢) | 6か月 | 7:30~18:00 | 20人 | ☎73-2330 |
| ◎上郷(みずほ) | 2か月 | 7:15~18:15 | 60人 | ☎35-3392 |
| ◎田川(田川) | 6か月 | 7:30~18:00 | 30人 | ☎35-2715 |
| ◎黄金(青龍寺) | 6か月 | 7:30~18:00 | 70人 | ☎24-4645 |
| ◎ひばり(下川) | 5か月 | 7:30~19:00 | 70人 | ☎75-3033 |
| ◎ほなみ(高田) | 3か月 | 7:15~18:45 | 90人 | ☎28-2152 |
| ◎藤島こりす(藤の花一丁目) | 3歳児 | 7:30~19:00 | 170人 | ☎78-2588 |
| ◎藤島くりくり(藤島) | 6か月 | 7:30~19:00 | 90人 | ☎64-2167 |
| ◎大東(羽黒町手向) | 6か月 | 7:30~18:30 | 45人 | ☎62-2156 |
| ◎貴船(羽黒町後田) | 6か月 | 7:30~19:00 | 120人 | ☎62-2155 |
| ◎いずみ(羽黒町市野山) | 6か月 | 7:30~19:00 | 120人 | ☎62-2153 |
| ◎くしびぎ(上山添) | 2か月 | 7:15~19:00 | 60人 | ☎57-5081 |
| ◎くしびぎ東部(黒川) | 6か月 | 8:00~18:00 | 50人 | ☎57-4153 |
| ◎くしびぎ西部(上山添) | 3歳児 | 7:15~19:00 | 80人 | ☎57-2848 |
| ◎くしびぎ南部(東荒屋) | 6か月 | 8:00~18:00 | 50人 | ☎57-2845 |
| ◎朝日(下名川) | 6か月 | 7:30~19:00 | 120人 | ☎53-2969 |
| ◎あつみ(温海) | 2か月 | 7:30~18:30 | 70人 | ☎43-3901 |
| ◎鼠ヶ関(鼠ヶ関) | 2か月 | 7:30~18:30 | 40人 | ☎44-2133 |
| ◎山戸(山五十川) | 2か月 | 7:45~17:30 | 20人 | ☎45-2718 |
| ◎福栄(木野俣) | 2か月 | 7:45~17:30 | 20人 | ☎47-2883 |
| ★ニチキッズつるおか駅前保育園(大宝寺町) | 2か月 | 7:00~19:00 | 19人 | ☎26-2131 |
| ★ベビー&キッズルームはあば(千石町) | 3か月 | 7:30~18:30 | 9人 | ☎77-4113 |
| ★鈴の音(苗津町) | 3か月 | 7:30~18:30 | 12人 | ☎33-8455 |

♠ = 認定こども園(幼保連携型) ◆ = 認定こども園(幼稚園型)
♥ = 認定こども園(保育所型) ♣ = 幼稚園 ◎ = 保育所 ★ = 地域型保育
※表中に(☆)がある箇所は、記載の内容に変更予定です。

予定の児童も受け付けます)

▷申請書の配布…10月1日☎から各園(表2)、本所子育て推進課及び各地域庁舎市民福祉課で配布します

▷申請書の受付…10月1日☎~31日☎に上記配布場所で受け付けます(できるだけ第1希望の園へお申し込みください)

▷提出書類…認定申請書(入園申込書を兼ねる)、就労証明書、保育料納付誓約書、口座振替依頼書等

▷入園の決定…来年1月下旬に郵送で通知予定です

※年度途中の入園希望も、受付期間内にお申し込みください。期間外の申込みには対応できない場合があります。

※新規受入可能人数以上の申込みがあった場合は、面接等で調整します。対象者には郵送で通知します。

※各園の受入年齢は就学前までですが下記の園は受入年齢が異なります。

〈鶴岡地域〉

- ・大山保育園…4歳児まで
- ・常念寺保育園分園…1歳児まで
- ・地域型保育の3施設…2歳児まで

〈藤島地域〉

- ・藤島くりくり保育園…2歳児まで

〈櫛引地域〉

- ・くしびぎ保育園…2歳児まで

■1号・2号・3号認定共通

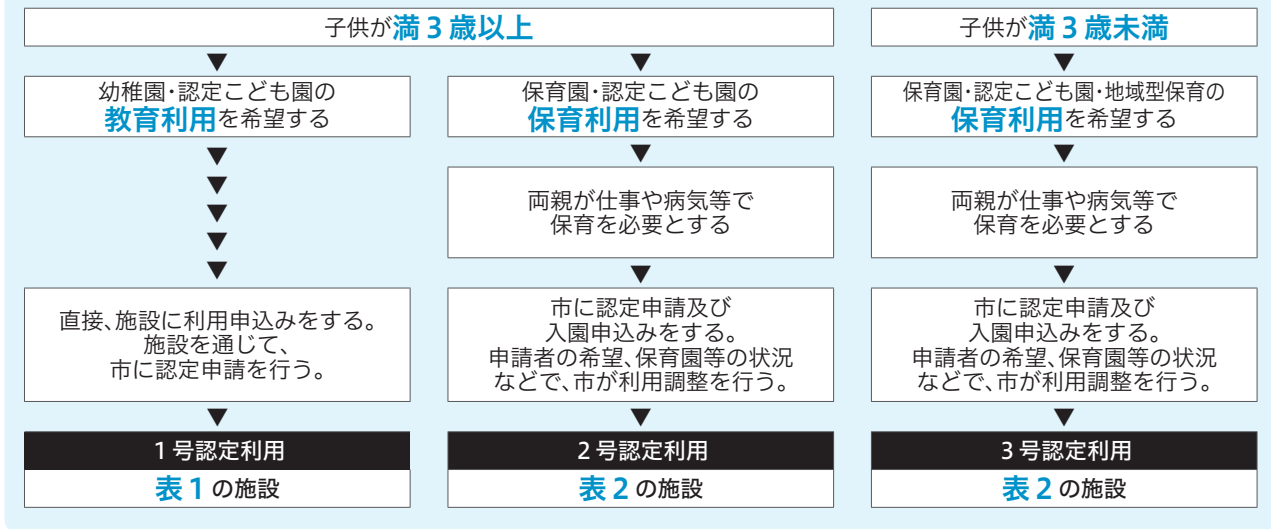
▷保育料は保護者の今年度の市民税額に応じて決まります。ただし、1号認定利用者と、3歳児~5歳児クラスの2号認定利用者の保育料は無償となります

▷定員は、現行の認可定員であり、新規受入人数ではありません。各園及び年齢によって新規受入人数は異なり、若干名となる園もあります。また、受入年齢や保育時間も変更される場合があります

▷入園手続き等の詳細は、申込書と同時に配布する「入園のてびき」を参考にしてください

来年度の認定こども園・幼稚園・保育園等入園児募集について

～教育・保育給付認定の流れ～



■施設利用のための教育・保育給付認定

「子ども・子育て支援新制度」では、施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育）を利用する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定には、子供の年齢や利用希望等によって、3つの区分（1号認定〈満3歳以上・教育標準時間認定〉、2号認定〈満3歳以上・保育認定〉、3号認定〈満3歳未満・保育認定〉）があり、区分に応じて利用できる施設が決まります。

■1号認定での利用の場合

▷対象…本市に住民登録があり、教育利用を希望する児童（本市へ転入予定の児童も受け付けます）

▷提出書類…認定申請書（入園申込書を兼ねる）

▷手続きの流れ…①10月1日☎から各園(表1)に直接利用希望の申込みを行い、入園の内定を受けます(市への認定申請は、各園を通じて行われます) ②来年1月下旬に、市から認定書が交付されます(各園から入園に関する案内があります)

■2号・3号認定での利用の場合

▷対象…本市に住民登録があり、両親が仕事や病気等のため、保育を必要とする児童（出生予定、本市へ転入

表1【1号認定の方が利用できる施設】

| 園名 | 最小受入年齢 | 保育時間※ | 定員 | 電話番号 |
|-------------------------|--------|------------|------|-------------------|
| ◆城南(のぞみ町) | 満3歳 | 8:30～14:00 | 85人 | ☎24 - 7164 |
| ◆りっしょう(西新斎町) | 満3歳 | 8:00～14:00 | 15人 | ☎33 - 8772 |
| ◆美咲(美咲町) | 3歳児 | 8:30～14:00 | 15人 | ☎28 - 3331 |
| 〈◆予定〉ちわら菜の花[仮称・新設](茅原) | 満3歳 | 9:30～13:30 | 15人 | ☎22 - 5841(道形保育園) |
| 〈◆予定〉大宝(大宝寺町) | 満3歳 | 8:30～14:00 | 60人 | ☎22 - 1883 |
| 〈◆予定〉ちとせはぐくみ[仮称](稲生一丁目) | 満3歳 | 8:30～14:00 | 15人 | ☎22 - 0742 |
| 〈◆予定〉三瀬[仮称](三瀬) | 満3歳 | 8:00～14:00 | 10人 | ☎73 - 3500 |
| ◆若葉(若葉町) | 満3歳 | 8:00～14:00 | 15人 | ☎22 - 2237 |
| ◆鶴岡(泉町) | 満3歳 | 8:30～14:00 | 133人 | ☎22 - 0658 |
| ◆マリア(馬場町) | 満3歳 | 8:30～14:00 | 90人 | ☎22 - 5831 |
| ◆和光(我老林) | 満3歳 | 8:00～14:00 | 35人 | ☎22 - 8835 |
| ◆いなば(藤島) | 満3歳 | 8:10～14:00 | 15人 | ☎64 - 2310 |
| ♥にしごう(下川) | 満3歳 | 9:00～14:00 | 15人 | ☎64 - 0245 |
| ♣みどり(大塚町) | 満3歳 | 8:00～14:00 | 210人 | ☎23 - 2350 |

※預かり保育も行っています。詳しくは各園にお問い合わせください。

表2【2号・3号認定の方が利用できる施設】

| 園名 | 最小受入年(月)齢 | 最長保育時間 | 定員 | 電話番号 |
|-------------------------|-----------|------------|-----|-------------------|
| ◆城南(のぞみ町) | 3か月 | 7:30～19:00 | 57人 | ☎24 - 7164 |
| ◆りっしょう(西新斎町) | 2か月 | 7:00～19:00 | 75人 | ☎33 - 8772 |
| ◆美咲(美咲町) | 2か月 | 7:00～19:00 | 90人 | ☎28 - 3331 |
| 〈◆予定〉ちわら菜の花[仮称・新設](茅原) | 2か月 | 7:20～19:00 | 60人 | ☎22 - 5841(道形保育園) |
| 〈◆予定〉大宝(大宝寺町) | 6か月 | 7:30～18:30 | 75人 | ☎22 - 1883 |
| 〈◆予定〉ちとせはぐくみ[仮称](稲生一丁目) | 5か月 | 7:30～19:00 | 60人 | ☎22 - 0742 |
| 〈◆予定〉三瀬[仮称](三瀬) | 2か月 | 7:00～19:00 | 60人 | ☎73 - 3500 |
| ◆若葉(若葉町) | 1歳児 | 7:30～18:30 | 22人 | ☎22 - 2237 |
| ◆鶴岡(泉町) | 満3歳 | 7:15～19:00 | 77人 | ☎22 - 0658 |
| ◆マリア(馬場町) | 満3歳 | 7:30～19:00 | 50人 | ☎22 - 5831 |
| ◆和光(我老林) | 満3歳 | 7:30～18:30 | 10人 | ☎22 - 8835 |